

西宮市家庭的保育事業等実施法人等審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法第6条の3第9項から第12項に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」）を実施しようとする法人等（以下、「応募者」という。）から提出された計画の適否を審査するため、西宮市家庭的保育事業等実施法人等審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 審査会は、応募者の作成した事業計画等を審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会の委員は、子育て事業部長、保育入所課長、保育幼稚園支援課長、保育所事業課長、子育て事業部参事（保育指導担当）の計5名で構成する。

2 会長に子育て事業部長、副会長に保育幼稚園支援課長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、家庭的保育事業等の実施法人等を選定し、市長への報告をもって終了するものとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、審査にあたって、必要な場合には学識経験者の意見を聴くことができる。また、応募者を出席させて事業計画についての説明を求めることとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、こども支援局子供支援総括室保育幼稚園指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。